

全L協事業元第55号  
令和元年7月11日

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

エネルギー小売事業者の省エネガイドラインについて  
(お知らせ)

経済産業省資源エネルギー庁では、平成27年7月に策定された長期エネルギー需給見通しに基づき、省エネ法の現行制度に関する必要な対応について調査・検討を行った結果、エネルギーの全面自由化を踏まえ、省エネ情報に係る努力義務の対象範囲を拡大することで、本年4月に省エネ法の告示が改正されたところです。

このたび、同庁より、これらの検討経緯等も踏まえ、作成したガイドラインを以下のホームページに公開した旨の連絡とともに周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

【ガイドライン掲載の資源エネルギー庁ホームページ】

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/information/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/information/)

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては、関係者等に対して、ご周知くださいますようお願いいたします。

【本年4月に改正された省エネ法告示の概要】

エネルギー供給事業者のうち、小売電気事業者、ガス小売事業者、LPガス販売事業者であって供給・販売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。

【上記以外に平成18年(2001年)7月から適用されている告示の概要】

一般消費者にエネルギー供給を行う全ての事業者は、可能な範囲内で消費者に対しエネルギーの毎月の使用量の前年同月値や過去1年間の月別の使用量及び使用料金等、省エネに関する情報を提供するよう努めなければならない。

以上

(発信手段：Eメール)

(担当：事業推進部 笠間、岩田、吉岡)